平成２８年（フ）第１８９号
群馬県渋川市北橘町小室648番地
債務者　星野　　博
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成28年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月11日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
島根県浜田市高佐町783番地
債務者　中山　　薫
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田　幸久
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月５日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１５３号
高知市針木本町11番２－６号
債務者　野嶋　正盟
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１００号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目19番18号
債務者　町田　英一
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月由佳子
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１２６号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目19番18号
債務者　町田　　惠
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月由佳子
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５８８号
東京都八王子市横川町682番地１クラウンハウス303号
債務者　小泉　　保
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳乃
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５８９号
東京都八王子市横川町682番地１クラウンハウス303号
債務者　小泉るり子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳乃
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７４号
富山県南砺市岩木238番地
債務者　中居工務店こと　中居兵九郎
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　翔
4　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月10日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第６０号
栃木県小山市神鳥谷１丁目24番23号
債務者　野崎　一彦
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
4　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１５号
鳥取県倉吉市東岩倉町2266番地
債務者　中尾　嘉克
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成28年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第３２号
兵庫県洲本市千草庚278番地74、前住所兵庫県洲本市本町４丁目２番33号
債務者　甚尾　篤弘
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　良祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
北九州市八幡西区京良城町10番40―102号
債務者　角戸　　崇
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９６号
北九州市八幡西区京良城町10番40―102号
債務者　角戸　照美
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６５号
兵庫県尼崎市七松町３丁目４番12号　アルファ七松202号、前住所兵庫県西宮市獅子ケ口町10番12―603号
債務者　あかねエフピー事務所（旧タックブレインＦＰオフィス）こと　赤根　拓也
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　修輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３６号
香川県高松市福岡町４丁目22番11号
債務者　岩村　　毅
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川東　祥次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係